

## ②よくある変更の事例

特定施設に係る、よくある変更の事例を示します。様式1及び各変更の内容に応じた、次に示す別紙を提出してください（他に書類が必要になる場合もあります。）。

貯蔵施設については、別途お問い合わせください。

変更内容	様式1に加えて提出が必要な別紙		備考
	分流式下水道地域の事業場 公共用水域に排水する事業場	合流式下水道のみに水を放流する事業場	
公共用水域に流していた汚水を下水道に放流する *1	別紙4、別紙6 *2 (別紙3 *3) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">有害</div> +別紙1の2 *4	/	*1 特定施設が浄化槽のみで、汚水を下水道放流に変更する場合は、変更届は不要です。廃止届を提出してください。
敷地内で特定施設を移設する	別紙1 *5 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">有害</div> +別紙1の2 *4	別紙12 *5 (別紙13 *4)	*2 給排水の系統が明示された事業場の平面図を添付してください。 *3 排水処理施設の変更を伴う場合は、提出してください。
特定施設で使用する原材料等を変更する	別紙2 (別紙3 *3、別紙4 *6) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">有害</div> +別紙1の2 *4	別紙14 *7 (別紙13 *4)	*4 有害物質使用特定施設の設備の変更を伴う場合は、提出してください。 *5 移設前後の特定施設の配置図を添付してください。
排水処理施設を変更する	別紙3	変更届は不要です	*6 排出水の汚染状態の変更を伴う場合は、提出してください。
排水量を変更する	別紙4、別紙6 *2	変更届は不要です	*7 特定施設で有害物質の使用をやめる場合は、変更届は不要です。廃止届を提出してください。
排水系統を変更する	別紙6 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">有害</div> +別紙1の2 *4	別紙13、別紙15	
特定施設全体を更新する	変更届の提出は不要です。 廃止届及び設置届を提出してください。		

有害

有害物質使用特定施設に係る変更の場合、上段の書類に加えて提出が必要な書類があります。